

公共的団体等の取扱い(その 2)について

公共的団体等の取扱い(その 2)について、次のとおり提出する。

平成 1 6 年 4 月 8 日提出

大野郡 5 町 2 村合併協議会
会 長 芦 刈 幸 雄

公共的団体等の取扱い(その 2)について

公共的団体については、新市の一体性を確保するため、それぞれの団体の実情を尊重しながら、統合整備について次のとおり調整に努める。

- (1) 大野郡 5 町 2 村又は複数町村に共通している団体は、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。
- (2) 統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。
- (3) 大野郡 5 町 2 村で独自の目的をもった団体は、現行のとおりとする。

平成 1 6 年 4 月 2 2 日確認

大野郡 5 町 2 村合併協議会